

## (1) 背景・目的

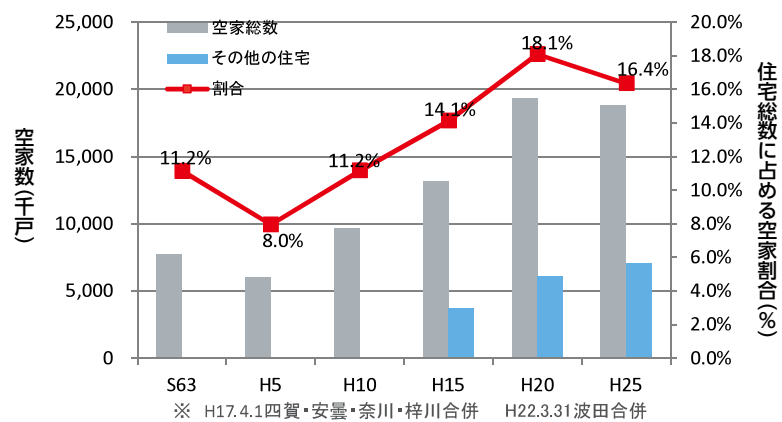
少子化、高齢化による人口減少や核家族化による家族構成の変化、既存住宅等の老朽化に伴い、空家等が増加しています。

利活用されずに適切な管理が行われていない空家等は、安全性の低下等の問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす原因となっています。

本計画は、市民の安全及び生活環境を保全するため、対策に関する本市の基本的な取組姿勢や方針を市民に示すものです。空家等について、適切な管理や、発生させにくい環境づくり、利活用の促進を図るため、総合的かつ計画的に取組みを推進していきます。

## (2) 空家の現状

平成 25 年（2013 年）に実施した住宅・土地統計調査における本市の空家の数値は、全国平均と比較して高く、長野県平均と比較した場合は低い状況にあります。また、空家総数から別荘・賃貸等を除いた、その他住宅の空家は、7,040 戸と 5 年前の前回調査から 970 戸増加しています。



## (3) 基本方針と具体的施策

### 空家の発生予防

#### 【ホームページ等による情報提供】

- ・所有者等への意識啓発や空家等に関する情報提供を行う。

#### 【専門家と連携した相談体制の構築】

- ・建築、不動産、法務等の専門家と連携し空家等に関する総合的な相談会を行う体制を整備

### 空家所有者等への適切な管理の促進

#### 【管理者意識の醸成】

- ・納税通知書等を活用し、空家等の適切な管理を促すための様々な情報を発信する。

- ・これまでに行政指導を受けた空家等の所有者等に樹木繁茂や倒壊予防に関する注意喚起を行う。

### 空家利活用の促進

#### 【空き家バンクの利用】

- ・空家の中古住宅としての流通促進を図るため、利用者にとって使いやすい空き家バンクの構築を検討

#### 【地域の交流の場づくりとしての利活用】

- ・空家を地域の活性化に資する交流施設などの住居以外の用途にも活用できる仕組みを検討

### 管理不全な空家への対策

#### 【特定空家等の措置等】

- ・管理不十分な空家等の除却に対し効果を検証し補助について検討

- ・管理不全で周辺への影響が大きい空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という）、建築基準法、消防法、道路法などに基づき、必要な措置を講じる。

### 空家等対策に係る体制の整備

#### 【空家等対策の実施体制】

- ・空家等の問題は多岐にわたることから、総合相談窓口を中心に庁内の関係部署と連携し、空家等対策に取り組む。

- ・法第 7 条第 1 項の規定に基づき、計画の作成等の協議を行うため、松本市空家等対策協議会を設置